

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社ピーエス三菱(東京都中央区晴海2-5-24)[7000000106]
2. 資格登録停止措置の期間
令和3年7月28日 ~ 令和3年9月27日(2ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者は、令和3年5月7日「東海北陸自動車道 上見橋(上・下部工)工事」(金沢支社発注)において、中床版型わく設置中にサスペンションクレーンのチェーンブロックが降下したことで、型わく材が落下し、挟まれた作業員と元請職員が負傷する事故を発生させた。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故を発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)